

# 自治体病院に関する要望

全国自治体病院経営都市議会協議会は、自治体病院に関する要望について別記のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和4年10月

全国自治体病院経営都市議会協議会  
会長 東千春  
(名寄市議会議長)

# 自治体病院に関する要望

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉向上のため、公的医療機関でなければ対応することが困難な多くの不採算医療を担うなど社会的使命を果たしている。また、地域における新型コロナウイルス感染症への対応の中心となり、その責務は一層重要となっている。

こうした中、自治体病院を経営する都市は、住民が居住する地域にかかわらず等しく適切な医療を受けられる環境の整備に全力を傾注しているところであるが、自治体病院を取り巻く多くの問題を地方自治体が単独で改善していくことは、極めて困難な状況となっている。

本格的な人口減少・超高齢社会においても、自治体病院が地域に必要とされる良質な医療を継続的に提供し、地域社会維持の重要なインフラとしての役割を果たすためには、自治体病院の経営基盤の安定化を推進するとともに、医師不足等の早期解消を図ることが不可欠である。

よって、国においては、別記事項を実現されるよう強く要望する。

## 1 財政措置について

- (1) 地域医療の中核を担う自治体病院の経営基盤安定のため、特に小児医療、救急医療、精神科医療、へき地医療、高度医療、周産期医療等の政策医療や不採算医療について十分配慮し、病院事業に係る地方交付税措置を更に拡充すること。また、地方交付税措置を見直す場合は、自治体病院の運営に支障を来すことのないようすること。
- (2) 社会保険診療に係る仕入税額相当分の診療報酬による補填については、バラツキや不足に対する配点の精緻化による修正や、診療報酬制度内にバラツキを調整する仕組みの創設等により、病院個別に100%補填すること。
- (3) 長期化するコロナ禍に加え、急速な円安の進行や国際情勢の不安定化の影響により物価高騰や資材不足を招いていることから、自治体病院建築単価の高騰に係る対応として、病院事業債に措置される地方交付税の対象となる建築単価の上限（1m<sup>2</sup>当たり40万円）を実勢に合致したものへと見直しを図ること。また、そ

の他建設資材等の価格高騰、納期遅延等について支援を行うこと。

(4) 山間へき地や離島における医療を確保するため、へき地診療所・へき地医療拠点病院の整備促進や遠隔診療の導入など、地域の実情に応じたへき地保健医療対策に必要な財政措置を拡充すること。

## 2 医師確保対策等について

(1) 特に医師不足が深刻な小児科、産科、外科、麻酔科、整形外科、精神科等について、医師確保のための実効性及び即効性のある支援措置を講じること。

(2) 医師の地域偏在や診療科偏在等を解消するため、医師不足地域での一定期間の勤務義務付け、診療科ごとの必要専門医数の養成と地域への配置など、地域の医療ニーズに対応した支援体制を早急に確立すること。

(3) 医師不足や地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえ、地域に必要な医師の絶対数を確保するため、医学部入学定員における地域枠を増員するなど、更なる施策及び財政措置を講じること。

- (4) 診療科偏在の是正策が確立するまでの間、現行の医学部の臨時定員増を継続すること。
- (5) 女性医師及び女性看護職員が仕事と出産・育児を両立できるよう、院内保育・病児保育の体制整備や復職支援の充実など、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を支援すること。

### 3 医師等の働き方改革について

医師、看護師など医療従事者の負担軽減及び働き方改革を推進するため、医師事務作業補助者や看護補助者等の人材確保のほか、業務効率化に向けたＩＣＴ導入等に必要な経費に対する財政支援措置を拡充すること。

### 4 新専門医制度について

平成30年度から開始された新専門医制度について、医師の地域偏在、診療科偏在を助長するなど地域医療に影響を及ぼすことのないよう、地域の実情を把握・検証し、若手医師、女性医師及び指導医が地方にバランスよく配置されるよう、日本専門医機構等に対し実効性のあ

る対応を求めるなど、必要な対策を講じること。

## 5 救急医療について

- (1) 救急医療機関へのアクセス効果向上のため、地域に必要な救急搬送体制の整備を積極的に進めること。
- (2) 救急医療体制の改善のため、救急車の適正利用や救急医療機関の適切な受診を広く国民に啓発するとともに、各地域で行っている救急医療電話相談等の普及・周知を図ること。

## 6 地域医療構想について

- (1) 地域医療構想については、公立・公的医療機関等の見直しに関して拙速な期限設定を行うことなく、個別事情に即した各地域の調整会議の結論を尊重すること。また、取組を進めるに当たって生じている課題等を解決するため更なる支援を講じること。
- (2) 機能転換により自治体病院の経営に影響を及ぼすことのないよう、財政支援措置を講じること。
- (3) 地域の医療提供体制の構築に向け、それぞれの地域

の実情に応じた医療従事者の確保・養成などの取組を行うことができるよう、地域医療介護総合確保基金について、将来にわたり十分な財源を確保するとともに、適切な配分を行うこと。

## 7 被災地支援と自然災害時等の医療確保について

東日本大震災をはじめとする被災地の医療機関に対し長期的かつ継続的な支援を行うとともに、大規模な自然災害が頻発する我が国の医療提供体制を確保するため、医療機関の地震災害対策、風水害対策、雪害対策等への支援を充実強化すること。

## 8 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、地域の施策の実情に応じて機動的かつ弾力的な運用ができるようにするとともに、更なる増額や対象事業の拡大を図ること。また、感染症が収束するまでの間は同交付金による支援を継続すること。

(2) 感染症患者の受入れの有無にかかわらず、一般患者

の受診控えや受入制限による入院・外来患者数の減少等で医業収支が悪化していることから、引き続き地域医療提供体制が維持できるよう、適切かつ十分な財政支援措置を講じること。

(3) 軽症患者や無症状・疑似症患者を含めた感染症患者の受入れに関しては、診療報酬において適切に評価すること。

(4) 今後の新たな感染症の発生等を想定した医療提供体制の強化においては、地域医療に重要な役割を担っている自治体病院に対し丁寧な説明を行い調整を図るとともに、継続的な医療提供体制が維持できるよう十分な支援を行うこと。